



平成 27 年 1 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ  
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一  
(コード番号:4744 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和  
(電話番号:03-5733-5904)

### (確定) 訴訟の判決に関するお知らせ

当社が平成26年12月2日付「訴訟の判決に関するお知らせ」で公表した判決について、法律上の上訴期限までに被告らにより控訴等の手続きがなされなかったことから、当社の勝訴判決が確定いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の概要

##### (1) 当事者

原告：株式会社メッツ

被告：株式会社太陽商会（旧 株式会社Now Loading）、株式会社NL不動産および両社代表取締役である酒井勝一、中川哲也

##### (2) 訴求内容

不動産売買契約に基づくNL不動産の債務不履行による違約金請求および被告らの不法行為責任等に基づく損害賠償請求

#### 2. 当該訴訟の判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 26 年 11 月 28 日

#### 3. 当該判決の法律上の上訴期限

被告らが判決書の送達を受けた日から2週間以内（民事訴訟法第285条本文）

なお、期間の末日が民事訴訟法第95条第3項に定める日にあたったため、上訴期限はその翌日である平成27年1月5日までとなりました。

#### 4. 判決の内容

##### (1) 主文

- 1 被告株式会社太陽商会及び被告株式会社NL不動産は、原告に対し、連帯して4億2000万円及びこれに対する平成26年3月21日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告中川哲也及び被告酒井勝一は、原告に対し、連帯して4億2000万円及びこれに対する被告中川哲也は平成26年3月29日から、被告酒井勝一は同年4月23日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告その余の請求をいずれも棄却する。

- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 5 この判決は、原告勝訴部分に限り、仮に執行することができる。

(2) 裁判所の判断 (判決より抜粋)

- 1 違約金請求について、証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、請求原因事実を全部認めることができる。被告NL不動産および被告太陽商会に対する請求はいずれも理由がある。
- 2 損害賠償請求については、証拠及び弁論の全趣旨によって認められ、これによれば、被告中川及び被告酒井は原告に対し、会社法429条1項に基づく責任を負う。そして原告の被った損害額は、民事訴訟法248条を適用して、本件売買契約の約定違約金相当額である4億2000万円と認める。

5. 今後の見通し

当該勝訴判決の確定により、当社は、NL不動産及び株式会社太陽商会に対する金4億2000万円の違約金請求権者、また、中川哲也並びに酒井勝一に対する4億2000万円の損害賠償金の請求権者となりましたが、保守主義の観点により、本違約金及び損害賠償金については、現時点において、平成27年3月期業績予想値には織り込んでおりません。

今後、本違約金及び損害賠償金の支払いが当社に対して行われること、もしくは被告らがこれに応じない場合の当社による判決内容の実現を目的とした強制執行の手続きにより、当社の業績予想に影響が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。引き続きステークホルダーの皆様におかれましては何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上